

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
ことについて

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市公共下水道事業計画の見直しによる整備区域の拡大に伴い、中央処理区における公共下水道事業について、受益者の負担の公平性を考慮して新たな分担金の負担区及び額を設定するため、改正するものであります。

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年秦野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

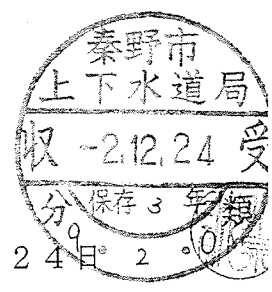
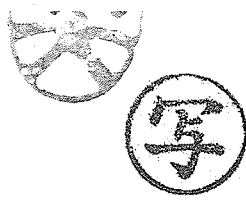
第3負担区	280円	57円
-------	------	-----

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第21号 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
分担金の種類 ＼ 負担区の名称	基本分担金（土地 面積1平方メー トル当たり）	増分担金（超過汚 水排除量1立方メ ートル当たり）	分担金の種類 ＼ 負担区の名称	基本分担金（土地 面積1平方メー トル当たり）	増分担金（超過汚 水排除量1立方メ ートル当たり）
第1負担区	280円	57円	第1負担区	280円	57円
第2負担区	280円	57円	第2負担区	280円	57円
第3負担区	280円	57円			
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>					



議案第21号資料

令和2年12月24日

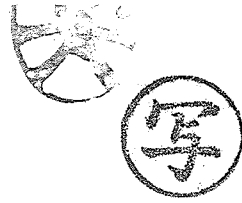
秦野市長 高橋昌和様

秦野市上下水道審議会
会長 茂庭竹生

分担金の負担区及び額の設定について（答申）

令和2年11月17日付けFNo.9・2・0（甲）で当審議会に諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

分担金の負担区及び額の設定については、整備区域内における負担の公平性や受益者負担金との均衡などの観点から妥当であると認め、原案のとおりとすることを答申します。

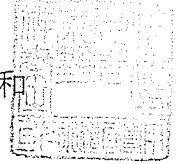


FNo.9・2・0 (甲)

令和2年11月17日

秦野市上下水道審議会
会長 茂庭竹生 様

秦野市長 高橋 昌和



分担金の負担区及び額の設定について (諮問)

このことについて、秦野市附属機関の設置等に関する条例第3条に基づき、次のとおり諮問します。

(諮問理由及び内容)

下水道施設の整備に当たっては、事業の実施に伴って利益を受ける方から、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担していただくことが、受益と負担の公平の観点から適当であるとされています。

こうした受益者負担の考え方にに基づき、本市では昭和55年2月に秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例を施行し、都市計画事業として実施される公共下水道事業については、都市計画法第75条に基づく受益者負担金として、また、下水道法に基づいて実施する公共下水道事業については、地方自治法第224条に基づく分担金としてそれぞれ賦課徴収を行ってきました。

このたび、公共下水道事業計画の変更による整備区域の拡大を令和3年度から予定していることに伴い、新たに分担金の負担区及び額を定めるため、別紙のとおり諮問するものです。

(別紙)

分担金の負担区及び額の設定について

1 負担区の設定

第1号公共下道の新認可区域52ヘクタールを第3負担区として設定する。

名 称	地 区 名
第3負担区	本町地区 曾屋、上大槻の一部
	北 地区 横野、戸川の一部
	大根地区 下大槻の一部
	西 地区 渋沢、堀山下の一部

2 分担金の額の設定

基本分担金及び増分担金の額を次のとおり設定する。

名 称	基本分担金 (土地1平方メートル当たり)	増分担金 (超過汚水排除量1立方メートル当たり)
第3負担区	280円	57円

秦野市公共下水道事業受益者負担金等負担区域図

第1号公共下水道

中央処理区

第2号公共下水道

西部処理区

大根・鶴巻処理区

凡		例	
全体計画区域			2,578ha
負担区	施行年度		
受益者負担金	第1負担区(第1号)	昭和55年度	457ha
	第2負担区(第1号)	昭和63年度	342ha
	第3負担区(第1号)	平成3年度	406ha
	第4負担区(第1号)	平成7年度	534ha
	第5負担区(第1号)	平成11年度	495ha
	第6負担区(第2号)	平成11年度	50ha
	第7負担区(第1号)	平成21年度	106ha
分担金	第1負担区	平成11年度	14ha
受益者負担金	第8負担区(第1号)	平成26年度	48ha
	第2負担区	平成26年度	62ha
分担金	第3負担区	新認可	52ha
処理区域界			

※第1号:第1号公共下水道(中央処理区、大根・鶴巻処理区)
 ※第2号:第2号公共下水道(西部処理区)

